

別冊 2 （幼稚園事務の手引き）

第5編 参 考 資 料

幼稚園設置基準（昭和31年12月13日文部省令第32号）

（最終改正 平成26年7月31日文部科学省令第23号）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 幼稚園設置基準は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（基準の向上）

第二条 この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二章 編制

（一学級の幼児数）

第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

（学級の編制）

第四条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

（教職員）

第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。

4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

第三章 施設及び設備

（一般的基準）

第七条 幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（園地、園舎及び運動場）

第八条 園舎は、二階建以下を原則とする。園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

(施設及び設備等)

第九条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 保育室

三 遊戯室

四 保健室

五 便所

六 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備

2 保育室の数は、学級数を下つてはならない。

3 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

4 飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第十条 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第十一条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。

一 放送聴取設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 幼児清浄用設備

五 給食施設

六 図書室

七 会議室

(他の施設及び設備の使用)

第十二条 幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第四章 雑則

(保育所等との合同活動等に関する特例)

第十三条 幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。

一 当該幼稚園及び保育所等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第五項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該

保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条 各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合

二 前号に掲げる場合のほか、経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により、学校教育法第二十三条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合

2 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合においては、第三条中「一学級の幼児数」とあるのは「一学級の幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と、第五条第四項中「他の学校の教員等」とあるのは「他の学校の教員等又は保育所等の保育士等」と、第十条第一項中「幼児数」とあるのは「幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則 抄

1 この省令は、昭和三十二年二月一日から施行する。

2 園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基き別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場については別表第一及び別表第二に定めるところによる。ただし、この省令施行の際現に存する幼稚園については、特別の事情があるときは、当分の間、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることができる。

3 第十三条第一項の規定により幼稚園の幼児と保育所等に入所している児童を共に保育し、かつ、当該保育所等と保育室を共用する場合においては、別表第一及び別表第二中「面積」とあるのは、「面積（保育所等の施設及び設備のうち幼稚園と共用する部分の面積を含む。）」と読み替えて、これらの表の規定を適用する。

別表第1（園舎の面積）

学級数	1 学級	2 学級以上
面積	1 8 0 平方メートル	$3 2 0 + 1 0 0 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

別表第2（運動場の面積）

学級数	2 学級以下	3 学級以上
面積	$3 3 0 + 3 0 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	$4 0 0 + 8 0 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

栃木県私立幼稚園設置認可審査基準

〔平成6年9月30日総務部長裁定〕

(趣旨)

第1条 私立幼稚園の設置認可については、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号。以下「設置基準」という。)によるもののほか、この基準によるものとする。

(審査にあたっての基本方針)

第2条 幼稚園設置認可については、当該地域内の幼児人口の動向、通園距離、周辺の幼稚園の設置状況等を総合的に勘案して、審査するものとする。

(名称)

第3条 名称は、幼稚園としてふさわしいものであり、かつ既設幼稚園の名称と同一、又は紛らわしいものでないこと。

(位置等)

第4条 幼稚園の位置等は、幼児の教育上適切な環境であることのほか、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 幼稚園の設置は、当該市町村における幼児教育の振興等に資するものでなければならない。
- (2) 定員を充たす幼児数の確保が客観的に可能であり、周辺の幼稚園と不当に競合するものでないこと。
- (3) 通園バスを運行する場合には、幼児の発達段階を考慮して負担とならない運行時間を設定する等、幼稚園教育の目的を達成するよう十分配慮するものであること。

(設置者)

第5条 設置者は、学校法人又は社会福祉法人(保育所を設置するものに限る。)であること。

(規模)

第6条 収容定員は当該地域内の幼児人口の動向並びに周辺の幼稚園の収容規模及び定員充足状況等からみて、適正な規模であること。

(学級編制)

第7条 学級数は2学級以上であること。ただし、へき地の場合において、幼児数、通園範囲等からみて、2学級以上編成することが、特に困難と認められる場合にはこの限りでないこと。

2 1学級の幼児数は35人以下を原則とすること。

(施設及び設備等)

第8条 園地は、園舎等の建物敷地、運動場、その他教育上必要な土地であること。

2 園地、園舎及び園具教具は、原則として設置者が所有し、かつ直接その教育の用に供するものであること。

ただし、園地について、国、地方公共団体等からの借用であり、所有権を取得することが困難であると認められる場合はこの限りでない。

なお、園地を借用とする場合には、国、地方公共団体、公社及び公団からの借用を除き、借用期間が20年以上で、借用について原則として地上権若しくは賃借権の設定登記又は公正証書が作成されていなければならない。

3 園舎は、住宅と分離して設けること。

4 園舎には、設置基準第9条に規定する施設、設備のほかに、給排水設備および消火用設備を設け

ること。

5 園舎の各室の標準面積は、原則として次のとおりであること。

・保育室 52.89㎡（16坪）

・遊戯室 99.17㎡（30坪）

6 園具及び教具は、設置基準の定めるところにより、学級数及び幼児数に応じ、必要な種類及び数を備えること。

7 飲料水は、上水道等保健衛生上適切なものであること。

（予算）

第9条 予算については、収支の均衡が保たれたものであり、かつその内容が確実であること。

2 入園料及び保育料等の納付金については、社会通念上適当な額であること。

（教職員組織）

第10条 設置基準の定めるところにより適正な教職員組織体制がとられていること。

（教育課程）

第11条 幼稚園教育要領等に従い、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程が編制されていること。

（開園の時期）

第12条 幼稚園の開園の時期は、4月1日とする。

附 則

1 この基準は、平成6年10月1日から適用する。

2 栃木県私立幼稚園設置認可審査内規（昭和53年4月1目）は、平成6年9月30日をもって廃止する。

3 この基準の施行の際、既に設置認可を目的とする事業計画の承認を受けている場合は、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年12月1日から適用する。

学校法人〇〇学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を栃木県〇〇市〇〇番地に置く。

(注) 従たる事務所を置く場合には、以下の規定を設けること。

2 前項のほか、従たる事務所を栃木県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

(注) 幼保連携型認定こども園を設置する法人は、以下のよう規定すること。

第3条 この法人は、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、〇〇幼稚園（又は〇〇認定こども園）を設置する。

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

(1) 書籍・文房具小売業

(2) 各種食料品小売業

(注) 収益事業を行わない場合には、規定しない。

第3章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事〇〇名

(2) 監事 〇名

2 この法人に、評議員〇〇名を置く。

(注) 譲渡所得等の非課税特例の対象となるためには、理事の定数は6名以上とする必要がある。

(注) 各機関の定数は、「〇名以上〇名以内」などと規定することも可能。ただし、評議員の定数は理事の定数を超える数でなければならないため、評議員の下限が理事の上限を下回る場合には、以下のような規定を設けること。

3 評議員の現在数は、理事の現在数を超える数でなければならない。

(パターン1：評議員会を理事選任機関とする場合)

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

(パターン2：独立した理事選任機関を置く場合)

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関の構成員は、理事〇名、評議員〇名、学外有識者〇名とする。

2 理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する。

3 理事選任機関の構成員の任期は、〇年とする。

4 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。

5 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

6 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

7 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(注) 理事選任機関の決議要件について、加重することも可能。

8 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者(第4項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第1項第5号において同じ。)に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

9 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

(パターン3：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合)

(理事選任機関)

第7条 この法人に、次の理事選任機関を置く。

(1) 理事会

(2) 評議員会

(3) 外部理事選任委員会

2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 理事会 全ての理事

(2) 評議員会 全ての評議員

(3) 外部理事選任委員会 学外有識者〇名

3 外部理事選任委員会の構成員は、外部理事選任委員選考会議の決議によって選任する。

4 外部理事選任委員会の構成員の任期は、〇年とする。

5 外部理事選任委員会は、外部理事選任委員会の決議によって定められた者が招集する。

6 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

7 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

8 外部理事選任委員会の決議は、外部理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(注) 評議員会を除く理事選任機関の決議要件について、加重することも可能。

9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者(理事会又は評議員会にあっては理事長をいい、外部理事選任委員会にあっては第5項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第1項第5号において同じ。)に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

10 外部理事選任委員会の議事録その他外部理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、外部理事選任委員会運営規程で定める。

(パターン1～3共通)

(注) 理事選任機関の構成及び運営の具体的内容の決定は、学校法人の判断に委ねられている。ただし、理事選任機関の構成及び運営、監事からの報告の方法等は、寄附行為に必ず規定しなければならないことに留意すること。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(パターン1：評議員会を理事選任機関とする場合)

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 園長のうちから評議員会において選任した者 〇名

(2) 前号に掲げるもののほか、評議員会において選任した者 〇名

2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(注) その職を退いた後も、理事の職を失わないとすることも可能(ただし、園長である理事が1人もいなくなることは、私立学校法第31条第4項第1号に違反することに留意する必要がある)。

3 理事選任機関は、理事の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(パターン２：独立した理事選任機関を置く場合)

(理事の選任)

第８条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (１) 園長のうちから理事選任機関において選任した者 ○名
- (２) 前号に掲げるもののほか、理事選任機関において選任した者 ○名

２ 前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(注) その職を退いた後も、理事の職を失わないとすることも可能(ただし、園長である理事が１人もいなくなることは、私立学校法第３１条第４項第１号に違反することに留意する必要がある。)

３ 理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(パターン３：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合)

(理事の選任)

第８条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (１) 園長のうちから理事会において選任した者 ○名
- (２) 評議員会において選任した者 ○名
- (３) 外部理事選任委員会において選任した者 ○名

２ 前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(注) その職を退いた後も、理事の職を失わないとすることも可能(ただし、園長である理事が１人もいなくなることは、私立学校法第３１条第４項第１号に違反することに留意する必要がある。)

３ 理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第９条 理事の選任に当たっては、私立学校法第３１条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の理事は、他の２人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。)であってはならない。

(理事の任期)

第１０条 理事の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

(注) 理事の任期を短縮することは可能。

２ 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第11条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

(パターン1：理事選任機関が評議員会の場合)

2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

3 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(パターン2：パターン1以外の場合)

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第13条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第14条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

(注) 代表業務執行理事を置かない場合には、規定する必要はないが、理事長に事故があるときに理事長以外の者が代表権を行使することができるようにするためには、以下の例のように、代表業務執行理事を置くことができるようにしておく必要がある。

(例)

3 理事のうち〇名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

(注) 代表業務執行理事について、副理事長等の名称を用いる場合には、法律上の名称と当該名称がどのような関係にあるのかを明らかにするために、例えば以下のように規定すること。

(例)

3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を副理事長とし、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。

4 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。

4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち〇名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

(注) 業務執行理事を置かない場合には、規定する必要はないが、現在は業務執行理事を置かないものの、将来的に置く可能性がある場合には、以下の例のように規定することも考えられる。

(例)

4 理事のうち〇名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

(注) 業務執行理事について、常任理事等の名称を用いる場合には、法律上の名称と当該名称がどのような関係にあるのかを明らかにするために、例えば以下のように規定すること。

(例)

4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち〇名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。

5 常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。

5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(注) 代表業務執行理事を置かない場合には、規定しない。

(注) 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その旨を寄附行為において定める必要がある。

7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(注) 業務執行理事を置かない場合には、規定しない。

(注) 理事長に事故があるときに、理事長の内部的な職務を行う者をあらかじめ定めておく場合には、例えば以下のように規定すること(ただし、この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意すること。)

(例)

8 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務(理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。)を行う。

(代表権の制限)

第16条 理事長〔及び代表業務執行理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(注) 代表業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない。

(理事の報告義務)

第17条 理事長〔、代表業務執行理事及び業務執行理事〕は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(注) 代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない。

第3節 理事会の運営

(招集)

第18条 理事会は、理事長が招集する。

(注) 理事長以外の理事を招集担当権者とすることも可能。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することが

できる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(注) 招集通知の発出期限は、1週間より短縮することも可能。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第19条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

(注) 理事長以外の理事を議長とすることも可能。

2 前条第2項及び第4項並びに第29条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第20条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(注) 3分の2を上回る割合とすることも可能。

(1) この寄附行為の変更

(2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(3) この法人の合併

(4) 予算及び事業計画の作成又は変更

(5) 第62条第1項各号に定める書類の承認

(6) 基本財産の処分

(7) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(8) 残余財産の帰属者の決定

(9) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

(注) 収益事業を行わない場合には、第9号は規定しない。

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第21条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に

委任することができる。

(議事録)

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第47条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(注) 議事録の署名担当者を定め、以下のように規定することも可能。

- 2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第47条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第23条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第24条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(監事の任期)

第25条 監事の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

(注) 監事の任期を短縮することは可能。ただし、理事の任期は監事の任期を超えてはならないことに留意すること。

- 2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第26条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第27条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第28条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第29条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは

寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに栃木県知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。

（５）前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。

（６）前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

２ 前項第５号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

（調査権限等）

第３０条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

２ 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（注）子法人がない場合には、規定しない。

３ 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（理事の行為の差止め）

第３１条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第６章 評議員会及び評議員

第１節 評議員の選任及び解任等

（パターン１：評議員会で評議員を選任する場合）

（評議員の選任）

第３２条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

（１）この法人の職員のうちから選任した者 〇〇名

（２）この法人の設置する学校を卒業した者で年齢２５年以上のもののうちから選任した者 〇〇名

（３）学識経験者のうちから選任した者 〇〇名

２ 前項第１号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとす

る。

(注) 職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能(ただし、職員評議員が1人もいなくなることは、私立学校法第62条第3項第1号に違反することに留意する必要がある。)

3 評議員会は、評議員の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

(注) 評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。

(パターン2：充て職や複数の機関で評議員を選任する場合)

(評議員の選任)

第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の職員で評議員会において選任した者 〇〇名

(2) 〇〇〇〇幼稚園長(又は〇〇〇〇認定こども園長)

(3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、評議員会において選任した者 〇〇名

(4) 学識経験者の中から、第4号評議員選任委員会において選任した者 〇〇名

2 前項第1号及び第2号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(注) 職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能(ただし、職員評議員が1人もいなくなることは、私立学校法第62条第3項第1号に違反することに留意する必要がある。)

3 第1項第2号に定める評議員は、その職を退いた場合であっても、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。

4 第4号評議員選任委員会は、学外有識者〇名で構成する。

5 評議員会及び第4号評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

6 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

7 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

(注) 評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。

(パターン1及びパターン2共通)

(注) 評議員の選任・解任の方法は、法令の資格及び構成の要件を満たす限り、学校法人の判断に委ねられている。

(評議員の資格)

第33条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の評議員は、他の2人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(評議員の任期)

第34条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

(注) 評議員の任期を短縮することは可能。ただし、理事の任期は評議員の任期を超えてはならないことに留意すること。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第35条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

(注) 評議員の解任方法は、原則として選任したものが解任できるものとする。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第36条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第37条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 重要な資産の処分又は譲受け

(2) 多額の借財

(3) 予算及び事業計画の作成又は変更

(4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更

(5) 収益事業に関する重要事項

(6) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更

(7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(8) 寄附金品の募集に関する事項

(9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(注) 第2項各号に掲げる事項については、各学校法人の判断で、評議員会の決議事項とすることも可能。

(注) 収益事業を行わない場合には、第5号は規定しない。

3 評議員会は、法令及びこの寄附行為で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について決議する。

(1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める寄附行為の変更

(2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(3) 合併

(注) これらについて、評議員会の決議事項とするかどうかは、各学校法人の判断に委ねられている（ただし、決議事項としない場合は、第2項で規定する意見聴取事項に位置付けることが必要である。）。

（理事の行為の差止めの求め）

第38条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第31条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第39条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は

清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(開催)

第40条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(注) 定時評議員会は、原則として4月から6月までの一定の時期に開催すること。

(注) 定時評議員会の開催時期を、「毎会計年度終了後3月以内」と規定することも可能。

(招集)

第41条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(注) 理事長以外の理事を招集担当権者とすることも可能。

2 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(注) 3分の1を下回る割合とすることも可能。

3 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。

(注) 3分の1を下回る割合とすることも可能。

(注) 20日を下回る期間とすることも可能。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第42条 前条第2項の規定による請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、栃木県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第43条 第29条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第41条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第44条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第45条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第46条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(注) 評議員会の決議要件は、法令の要件を加重又は軽減できない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 前3項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

5 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第47条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(注) 議事録の署名担当者を定め、以下のように規定することも可能。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(役員の出席等)

第48条 理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

(注) 代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない。

2 理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(例1：理事・評議員協議会を設置する場合)

(理事会及び評議員会の協議)

第49条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から20日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。

2 理事・評議員協議会の構成員は、理事〇名、評議員〇名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。

3 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。

4 理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(注) 理事・評議員協議会の決議要件は、加重することも可能。

5 理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

6 理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。

(例2：理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合)

(理事会及び評議員会の協議)

第49条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

(例1及び例2共通)

(注) 理事会と評議員会の決議が分かれた場合の取り扱いについて規定するかどうかは、学校法人の判断に委ねられる。

ただし、一定の手続により理事会又は評議員会の決議があったものとみなすなど、いずれかの決議

を不要とするような規定は設けられず、いずれにせよ理事会の決議、評議員会の決議が必要であることに留意すること。

第8章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第50条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

第51条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第52条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(責任の免除)

第53条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(注) 役員の責任の一部免除を行わない場合には、規定しない。

(注) 本規定は私立学校法第93条第1項に基づく責任の免除であり、私立学校法第91条及び第92条に基づく評議員会の決議による責任免除は、寄附行為に定めなくても可能。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には○月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

(注) 異議申述期間は、1か月以上の期間としなければならない。

4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

(注) 10分の1を下回る割合とすることも可能。

5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第54条 理事(理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

(注) 役員と責任限定契約を締結しない場合には、規定しない。

第9章 資産及び会計

(資産)

第55条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第56条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。

(注) 収益事業を行わない場合には、〔 〕内は規定しない。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

(注) 収益事業を行わない場合には、規定しない。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。

(注) 収益事業を行わない場合には、〔 〕内は規定しない。

(基本財産の処分の制限)

第57条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第58条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第59条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第60条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(注) 収益事業を行わない場合には、規定しない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第61条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第62条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議による承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 計算書類

(4) 計算書類の附属明細書

(5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(注) 収益事業を行わない場合には、規定しない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第63条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第69条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

(注) 閲覧・交付については、評議員、設置する学校に在学する者その他の利害関係人からの請求に対応することで足りる。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第64条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第10章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第65条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議(私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。)を得て、栃木県知事の認可を受けなければならない。

(注) 括弧書きにおいて除く私立学校法第23条の規定は、第37条第2項第6号において規定した内容と同じ内容とすること。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、栃木県知事に届け出なければならない。

(注) 寄附行為変更に評議員会の決議を必要としないこととする場合には、以下のように規定すること。

(寄附行為の変更)

第65条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、栃木県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、栃木県知事に届け出なければならない。

第11章 解散及び合併

(解散)

第66条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 栃木県知事の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、栃木県知事の認可を受けなければならない。

(注) 解散に評議員会の決議を必要としないこととする場合には、以下のように規定すること。

(解散)

第66条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 栃木県知事の解散命令

- 2 理事会は、前項第1号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、栃木県知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第67条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第68条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、栃木県知事の認可を受けなければならない。

(注) 合併に評議員会の決議を必要としないこととする場合には、以下のように規定すること。

(合併)

第68条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、栃木県知事の認可を受けなければならない。

第12章 補則

(情報の公表)

第69条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(注) 本条に規定する情報の公表については、私立学校法上は努力義務である。

(公告の方法)

第70条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(注) 設置する学校の掲示場に掲載する方法によることも可能。

(施行細則)

第71条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、栃木県知事の認可の日（令和○年○月○日）から施行する。

(注) 認可の日に施行しない場合は、以下のように施行の日を規定すること。

1 令和○年○月○日栃木県知事認可のこの寄附行為は、令和□年□月□日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理事（理事長） ○○○○

理事 ○○○○

理事 ○○○○

理事 ○○○○

理事 ○○○○

監事 ○○○○

監事 ○○○○

評議員 ○○○○

評議員 ○○○○

評議員 ○○○○

評議員 ○○○○

評議員 ○○○○

評議員 ○○○○

(注) この附則は、改正法施行後に新たに設立される学校法人が規定する場合の例であり、既に設立されている学校法人の寄附行為の附則に、新たに設立時の評議員を追記する必要はない。

(注) 令和5年私立学校法改正に伴う寄附行為の変更に際しては、学校法人の事情により、以下のような附則を定めることも考えられる。

1 令和○年○月○日栃木県知事認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。

2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

(注) 理事と評議員を兼任する者がいずれかの職を辞任する場合の、経過措置の例。

3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

(注) 令和7年4月1日以降令和7年度の定時評議員会の終結の時までに任期が満了する役員又は評

議員について、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで任期を伸長する場合の、経過措置の例。

(注) 令和7年4月1日よりも前に任期が満了する役員又は評議員の任期を、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する場合には、以下のように令和7年4月1日よりも前にまず一部の附則を施行する(□及び△の日付は、各学校法人が実現したい内容を踏まえて適切に設定すること。□及び△の日付は認可の日である○の日付の同日以降とする必要があり、△の日付は□の日付の同日以降とする必要がある。))。

- 1 令和○年○月○日栃木県知事認可のこの寄附行為は令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、令和□年□月□日から施行する。
- 2 令和△年△月△日に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、第9条、第24条及び第33条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

(注) 改正法の資格及び構成の要件を満たす役員又は評議員の任期の終期について、任期の満了まで又は令和9年度の定時評議員会の終結の時までとする場合の、経過措置の例。

- 5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。

(注) 前項の理事又は評議員について、解任手続を従来の方法によることとする場合の、経過措置の例。

- 6 この寄附行為の施行の際現に在任する学校法人の評議員についての令和7年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間における第33条の規定の適用については、同条中「2人」とあるのは「3人」とする。

(注) 評議員の定数が9人以上の場合に限り、置くことができる経過措置の例。

- 7 第32条第1項第2号〔第3号〕中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母」と読み替える。

(注) 私立学校法第62条第3項第2号の要件を満たす卒業生がいない場合において、必要に応じて規定する。

私立幼稚園園則作成例（私学助成用）

○ ○ ○ 幼 稚 園 園 則

第 1 章 総 則

第 1 条 この幼稚園は、学校教育法第 22 条及び第 23 条に従って幼児を保育し、適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第 2 条 この幼稚園は、○○○幼稚園という。

第 3 条 この幼稚園を、栃木県○○市○○町○○番地に置く。

第 4 条 この幼稚園に入園できる者は、満○歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第 5 条 この幼稚園の定員を○○名とし、満三歳以上の園児に対して編制する学級は○学級以内とする。（※1）

第 2 章 保育年限、保育期及び休業日

第 6 条 この幼稚園の保育年限は○年とする。（※2）

第 7 条 1 年を次の 3 保育期に分ける。

第 1 保育期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

第 2 保育期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 保育期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

第 8 条 この幼稚園の休業日は、次のとおりとする。（※3）

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(4) 夏季休業 ○月○○日から○月○○日まで

(5) 冬季休業 ○月○○日から○月○○日まで

(6) 春季休業 ○月○○日から○月○○日まで

(7) 開園記念日（※必要に応じて記載する）

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に保育を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に保育を行わないことがある。

第 9 条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、季節により変更することがある。

(1) 始業時刻 午前○時

(2) 終業時刻 午後○時

第 3 章 教育課程、保育時数及び教職員組織

第 10 条 保育内容は、幼稚園教育要領による。

第 11 条 1 日の保育時数は○時間とし、第 10 条に従い保育する。（※4）

第 12 条 この幼稚園に次の教職員を置く。（※5）

(1) 園長

(2) 副園長 ○名

(3) 教頭 ○名

(4) 主幹教諭 ○名

(5) 指導教諭 ○名

(6) 教諭 ○名（又は「配置基準以上の人員」）

(7) 養護教諭 ○名

(8) 園医 ○名

- (9) 園歯科医 ○名
- (10) 園薬剤師 ○名
- (11) 事務職員 ○名
- (12) ○○○○ ○名

2 園長は園務を処理し、所属職員を監督する。

第4章 入園、休園、退園、修了及び表彰

第13条 この幼稚園に入園するときは、園長の許可を要する。

第14条 この幼稚園に入園しようとする者は、入園申込書を提出し、契約するものとする。

第15条 休園又は退園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

第16条 この幼稚園所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

第17条 心身の発達著しく他の模範となる者は、これを表彰することがある。

第5章 納付金

第18条 納付金及び納付期日は、次の表のとおりとする。

納付金の名称		納付金額	納付時期
入園時	入園料	円	入園時まで
	〇〇費	円	入園時まで
		円	
通常	保育料	満3歳児 月額 円	その月の 日まで
		年少 月額 円	
		年中 月額 円	
		年長 月額 円	
	〇〇費	月額 円	その月の 日まで
	△△費	円	

2 入園する者は、入園料、〇〇費を納入しなければならない。

3 在籍者は出席の有無にかかわらず、保育料、〇〇費を納付しなければならない。ただし、園長が必要と認める場合は、これを減免することがある。

第6章 補則

第19条 この園則の実施に必要な細則は園長が別に定める。

附則

この園則は令和○年○月○日から実施する。

※園則作成上の注意事項

※1 第5条

少人数学級等のために学級数を多く設定すると、必要な園舎面積及び運動場面積が増加するため、認可基準を満たさなくなる可能性があるので注意すること。

※2 第6条

保育年限に注意すること。

満3歳入園を実施する場合は、「4年未満」が適当である。

※3 第8条

保育日数は学校教育法施行規則第37条により、教育週数が39週を下らないよう注意すること。

※4 第11条

1日の保育時数は、幼稚園教育要領に示されているとおり、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。

※5 第12条

園の実情に応じて記載するが、以下に留意すること。

学校教育法において、原則として園長、教頭及び教諭は必置とされていること。

学校保健安全法において、園医、園歯科医及び園薬剤師は必置とされていること。

【幼稚園園則兼運営規程 作成例】
〇〇〇幼稚園 園則兼運営規程

（目的）

第1条 この幼稚園は、学校教育法第22条及び第23条に従って幼児を保育し、適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この幼稚園の運営方針は、次のとおりとする。

- (1)。
- (2)。
- (3)。

（名称）

第3条 この幼稚園は、〇〇〇幼稚園という。

（所在地）

第4条 この幼稚園は、栃木県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（入園者）

第5条 この幼稚園に入園できる者は、満〇歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

（教育・保育の内容）

第6条 この幼稚園の教育課程その他の保育の内容は、幼稚園教育要領による。

（定員等）※1

第7条 この幼稚園の認可定員及び利用定員を以下のとおりとする。

認可定員	利用定員
〇〇〇人	〇〇〇人

2 満三歳以上の園児に対して編制する学級は、〇学級以内とする。

（保育年限）※2

第8条 この幼稚園の保育年限は〇年とする。

（学年・学期）※3

第9条 この幼稚園の学年は、4月1日から翌年3月31日までとし、次の3学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から 7月31日まで
第2学期 8月1日から 12月31日まで
第3学期 1月1日から 3月31日まで

（休園日）

第10条 この幼稚園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 夏季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで
- (4) 冬季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで
- (5) 春季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで
- (6) 開園記念日（必要に応じて記載する）

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休園日

に保育を行うことがある。

3 非常災害等真にやむを得ない事情があるときは、臨時に保育を行わないことがある。

(始業、終業時間)※4

第11条 この幼稚園の始業及び終業の時刻は次のとおりとし、保育時数は○時間とする。ただし、季節により変更することがある。

(1) 始業時間 午前○時

(2) 終業時間 午後○時

(開園時間)

第12条 この幼稚園の開園時間は、次のとおりとする。(保育時間ではなく園が開園している時間)

(1) 開園時間 午前○時○○分

(2) 閉園時間 午後○時○○分

(職員組織)※5

第13条 この幼稚園には、次の職員を置く。

(1) 園長 1名

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長 ○名

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

(3) 教頭 ○名

教頭は、園長(副園長を置く園にあつては、園長及び副園長)を助け、園務を整理し、及び必要に応じ園児の保育をつかさどる。

(4) 主幹教諭 ○名

園長(副園長を置く園にあつては、園長及び副園長)及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育をつかさどる。

(5) 指導教諭 ○名

園児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(6) 教諭 ○名(又は「配置基準以上の人員」)

園児の保育をつかさどる。

(7) 養護教諭 ○名

園児の怪我等の応急処置を行い、健康診断等を通して、園児の心身の健康をつかさどる。

(8) 園医 ○名

健康相談、保健指導、健康診断等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

(9) 園歯科医 ○名

健康相談、保健指導、健康診断(歯の検査)等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

(10) 園薬剤師 ○名

環境衛生検査、健康相談、保健指導等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

(11) 事務職員 ○名

園の事務を行う。

(12) ○○○ ○名

○○○○○を行う。

(入園)

第14条 この幼稚園に入園するときは、本園に、入園申込書を提出し、契約するものとする。

2 入園希望者が利用定員を上回る場合は、この幼稚園の建学の精神に基づき選考を行う。

(休園・退園)

第15条 休園又は退園をしようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(卒園)

第16条 この幼稚園の所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(表彰)

第17条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを表彰することがある。

(利用者負担額等)

第18条 この幼稚園の基本保育料は、園児が居住する市町村が定める額とする。

2 この幼稚園は、前項に定めるほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる経費について、特定負担額（上乗せ徴収）として以下のとおり設定し、その支払いを利用者から受けるものとする。

特定負担額（上乗せ徴収）	負担額	納付時期
（例示）施設整備費や施設維持費	○○○円（年額）	○○○○
○○○○利用のため	○○○円（月額）	○○○○

3 この幼稚園は、前2項に定めるほか、教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを利用者から受けることがある。

(緊急時対応)

第19条 この幼稚園の緊急時における対応は、次のとおりとする。

(1) 園児に急な病状変化があった場合は、直ちに保護者が指定する医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

(2) 園児に事故があった場合には、直ちに救急医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

(非常災害対策)

第20条 園長は、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、計画的な防災訓練と設備改善を図り、園児の安全に対して万全を期すものとする。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、定期的に行うものとする。

(虐待防止)

第21条 この幼稚園は、児童虐待防止法の定めるところにより、不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や児童相談所等関係機関と連携し、適切な対応を図るものとする。

(細則)

第22条 この園則の実施に必要な細則は園長が別に定める。

附 則

この園則は、令和〇年〇月〇日から実施する。

※園則兼運営規程作成上の留意事項

※ 1 第 7 条

少人数学級等のために学級数を多く設定すると、必要な園舎面積及び運動場面積が増加するため、認可基準を満たさなくなる可能性があるので注意すること。

※ 2 第 8 条

保育年限に注意すること。

満三歳入園を実施する場合は、「4 年未満」が適当である。

※ 3 第 9 条

保育日数は学校教育法施行規則第 37 条により、教育週数が 39 週を下回らないように注意すること。

※ 4 第 11 条

1 日の保育時数は、幼稚園教育要領に示されているとおり、4 時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。

※ 5 第 13 条

園の実情に応じて記載するが、以下に留意すること。

学校教育法において、原則として園長、教頭及び教諭は必置とされていること。

学校保健安全法において、園医、園歯科医及び園薬剤師は必置とされていること。

私立学校関係法施行細則

昭和三十一年八月一日
栃木県規則第四十五号

私立学校関係法施行細則を次のように定める。

私立学校関係法施行細則

(趣旨)

第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）第4条第2号に規定する私立学校及び同条第4号に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）に関する手続その他必要な事項については、この細則の定めるところによる。

(学校の設置、廃止等の申請)

第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により知事の認可を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる事項につき、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 学校の設置についての認可の申請 学校設置認可申請書 別記様式第1号
- (2) 学校の廃止についての認可の申請 学校廃止認可申請書 別記様式第2号
- (3) 学校の設置者変更についての認可の申請 設置者変更認可申請書 別記様式第3号
- (4) 学校の収容定員に係る学則変更についての認可の申請 収容定員に係る学則変更認可申請書 別記様式第3号の2
- (5) 高等学校の通常の課程又は定時制の課程の設置についての認可の申請 通常（定時制）の課程の設置認可申請書 別記様式第4号
- (6) 高等学校の通常の課程又は定時制の課程の廃止についての認可の申請 通常（定時制）の課程の廃止認可申請書 別記様式第5号
- (7) 高等学校における通信制の課程の設置についての認可の申請 通信制の課程の設置認可申請書 別記様式第6号
- (8) 高等学校における通信制の課程の廃止についての認可の申請 通信制の課程の廃止認可申請書 別記様式第7号
- (9) 高等学校の学科設置についての認可の申請 高等学校の学科設置認可申請書 別記様式第7号の2
- (10) 高等学校の学科廃止についての認可の申請 高等学校の学科廃止認可申請書 別記様式第7号の3

2 前項第1号の申請は、学校を設置しようとする日の属する年度の前年度の10月31日までにしなければならない。

(専修学校の目的の変更の申請)

第2条の2 学校教育法第130条の規定により知事の認可を受けようとする場合の申請書の様式は、別記様式第7号の4とする。

(目的変更等の届書)

第3条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2の規定により知事に届け出ようとする場合の届出書の様式は、次に掲げる事項につきそれぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 学校の目的の変更についての届書 目的変更届 別記様式第8号
- (2) 学校の名称変更についての届出 名称変更届 別記様式第9号
- (3) 学校の位置の変更についての届出 位置の変更届 別記様式第10号
- (4) 学則の変更についての届出 学則変更届 別記様式第11号

- (5) 学校の経費の見積り及び維持の方法の変更についての届出 経費の見積り及び維持方法変更届 別記様式第 12 号
- (6) 高等学校の専攻科又は別科の設置についての届出 専攻科（別科）の設置届 別記様式第 13 号
- (7) 高等学校の専攻科又は別科の廃止についての届出 専攻科（別科）の廃止届 別記様式第 14 号
- (8) 学校の校地その他直接保育若しくは教育の用に供する土地に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更等により、これらの土地の現状に重要な変更を加えようとするときの届出 校地変更届 別記様式第 15 号
- (9) 学校の校舎その他直接保育若しくは教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更改築等により、これらの建物の現状に重要な変更を加えようとするときの届出 校舎変更届 別記様式第 16 号

（校長採用届）

第 4 条 学校教育法第 10 条の規定により、学校が校長を定め知事に届け出ようとする場合の届出書の様式は、別記様式第 21 号とする。

第 5 条及び第 6 条 削除

（栃木県私立学校審議会の委員の定数）

第 7 条 私立学校法第 9 条第 1 項の規定により知事が定める栃木県私立学校審議会の委員の定数は、14 人とする。

（栃木県私立学校審議会の庶務）

第 8 条 栃木県私立学校審議会の庶務は、栃木県経営管理部文書学事課において処理する。

第 9 条 削除

（収益事業の種類の設定及び公告）

第 10 条 私立学校法第 19 条第 2 項の事項の種類は、栃木県告示で定める。

（寄附行為の認可申請）

第 11 条 私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）第 3 条第 5 項の規定による学校法人寄附行為の認可申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにしなければならない。

- (1) 新たに学校を開設しようとする場合 当該学校を開設しようとする年度の前年度の 10 月 31 日
- (2) 既に学校が開設されている場合 学校法人を設立しようとする日の 3 月前

2 前項の規定により知事に提出する学校法人寄附行為認可申請書の様式は、別記様式第 25 号とする。

（寄附行為の補充請求書）

第 12 条 私立学校法第 25 条第 1 項の規定により、利害関係人が知事に提出する寄附行為の補充についての請求書の様式は、別記様式第 26 号とする。

（一時理事の職務を行うべき者の選任請求書）

第 12 条の 2 私立学校法第 34 条第 2 項の規定により、利害関係人が知事に提出する一時理事の職務を行うべき者の選任についての請求書の様式は、別記様式第 26 号の 2 とする。

（一時監事の職務を行うべき者の選任請求書）

第 12 条の 3 私立学校法第 50 条第 2 項の規定により、利害関係人が知事に提出する一時監事の職務を行うべき者の選任についての請求書の様式は、別記様式第 26 号の 3 とする。

(一時評議員の職務を行うべき者の選任請求書)

第 12 条の 4 私立学校法第 65 条第 2 項の規定により、利害関係人が知事に提出する一時評議員の職務を行うべき者の選任についての請求書の様式は、別記様式第 26 号の 4 とする。

(寄附行為変更の認可申請)

第 13 条 私立学校法施行規則第 44 条第 1 項に規定する学校法人寄附行為の変更の認可申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までにしなければならない。

- (1) 当該学校法人が新たに学校を開設しようとする場合 当該学校を開設しようとする年度の前年度の 10 月 31 日
- (2) 当該学校法人が開設している学校を廃止しようとする場合 当該学校を廃止しようとする日の 6 月前
- (3) 前 2 号以外の場合 当該学校法人の寄附行為を変更しようとする日の 3 月前

2 前項の規定により知事に提出する学校法人寄附行為変更認可申請書の様式は、別記様式第 27 号とする。

(寄附行為変更の届出)

第 13 条の 2 私立学校法第 108 条第 5 項の規定により学校法人が知事に提出する学校法人寄附行為変更届出書の様式は、別記様式第 27 号の 2 とする。

(学校法人解散の認可申請)

第 14 条 私立学校法施行規則第 47 条に規定する学校法人の解散の認可申請は、当該学校法人が解散しようとする日の 6 月前までにしなければならない。

2 前項の規定により知事に提出する学校法人解散認可申請書の様式は、別記様式第 28 号とする。

3 私立学校法第 109 条第 5 項の規定により清算人が知事に提出する届出書の様式は、別記様式第 29 号とする。

(清算人の選任申立書)

第 14 条の 2 私立学校法第 112 条第 2 項の規定により、利害関係人が知事に提出する清算人の選任についての申立書の様式は、別記様式第 29 号の 2 とする。

(合併の認可申請)

第 15 条 私立学校法施行規則第 48 条に規定する学校法人の合併の認可申請は、当該学校法人が合併しようとする日の 3 月前までにしなければならない。

2 前項の規定により知事に提出する学校法人合併認可申請書の様式は、別記様式第 30 号とする。

(清算中に就職した清算人の届出書)

第 16 条 私立学校法第 115 条の規定により、清算中に就職した清算人が知事に提出する届出書の様式は、別記様式第 31 号とする。

(清算終了の届出書)

第 17 条 私立学校法第 122 条の規定により、清算人が知事に提出する届出書の様式は、別記様式第 32 号とする。

(収支計算書等の提出期日等)

第 17 条の 2 私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 9 条の規定による補助金の交付を受ける学校法人（同法附則第 2 条第 1 項に規定する学校法人

以外の私立の学校の設置者を含む。)は、別記様式第 32 号の 2 により、毎年度、当該年度に係る収支予算書を当該年度の 6 月 30 日までに、同法第 14 条に規定する書類を当該年度の翌年度の 6 月 30 日までに、それぞれ知事に届け出なければならない。

- 2 前項の学校法人は、同項の収支予算書に係る収支予算を変更したときは、別記様式第 32 号の 3 により変更後の収支予算書を速やかに知事に届け出なければならない。

(学校法人及び準学校法人がそれぞれ準学校法人及び学校法人となろうとするときの認可申請)

第 18 条 私立学校法施行規則第 57 条の規定による学校法人及び準学校法人の組織変更の認可申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにしなければならない。

- (1) 準学校法人が学校法人になろうとする場合 新たに学校を開設しようとする場合にあっては、当該学校を開設しようとする年度の前年度の 10 月 31 日、すでに学校が開設されている場合にあっては、当該準学校法人が組織を変更しようとする日の 3 月前
- (2) 学校法人が準学校法人になろうとする場合(新たに私立各種学校を開設する場合に限る。) 当該学校法人が組織を変更しようとする日の 6 月前

- 2 前項の規定により知事に提出する法人組織変更認可申請書の様式は、別記様式第 33 号とする。

(登記の届出書)

第 19 条 私立学校法施行令(昭和 25 年政令第 31 号)第 6 条第 1 項の規定により、知事に提出する届出書の様式は、別記様式第 34 号とする。

(理事、監事、評議員又は会計監査人の就任及び退任の届出)

第 19 条の 2 私立学校法施行令第 6 条第 2 項の規定により、知事に提出する届出書の様式は、別記様式第 35 号とする。

(私立専修学校、私立各種学校及び準学校法人への準用)

第 20 条 第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 3 条第 2 号から第 4 号まで、第 8 号及び第 9 号並びに第 4 条の規定は私立専修学校に、第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 3 条第 1 号から第 4 号まで、第 8 号及び第 9 号並びに第 4 条の規定は私立各種学校に、第 10 条、第 11 条第 2 項、第 12 条から第 12 条の 4 まで、第 13 条第 2 項、第 13 条の 2、第 14 条第 2 項及び第 3 項、第 14 条の 2、第 15 条第 2 項、第 16 条並びに第 17 条の規定は準学校法人にそれぞれ準用する。

学校保健安全法

昭和三十三年四月十日
法律第五十六号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校保健計画の策定等)

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境衛生基準)

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(保健室)

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第二節 健康相談等

(健康相談)

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

(地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

第三節 健康診断

(就学時の健康診断)

第十一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

第十二条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(職員の健康診断)

第十五条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第十六条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(健康診断の方法及び技術的基準等)

第十七条 健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。

2 第十一条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第十一条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条及び第十五条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 前二項の文部科学省令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

（保健所との連絡）

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

第四節 感染症の予防

（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

（文部科学省令への委任）

第二十一条 前二条（第十九条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

（学校保健技師）

第二十二条 都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くことができる。

2 学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者でなければならない。

3 学校保健技師は、上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的技術的指導及び技術に従事する。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助

（地方公共団体の援助）

第二十四条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六条第二項 に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

(国の補助)

第二十五条 国は、地方公共団体が前条の規定により同条第一号に掲げる者に対して援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。

第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 雑則

(学校の設置者の事務の委任)

第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

(専修学校の保健管理等)

第三十二条 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

- 2 専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。
- 3 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

理事会開催通知 作成例

令和〇年〇月〇日

理事 茨城 三郎 様

学校法人〇〇〇〇学園

理事長 栃木 太郎

理事会開催の御案内

平素より当学園の運営につきまして格段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、理事会に付議する事項が生じましたので、下記のとおり理事会を開催いたします。

つきましては同封葉書により出欠の別及び御欠席の場合は付議事項について議案毎に賛否の意思表示を賜りますようお願いいたします。

なお、葉書の投函は、〇月〇日までをお願いいたします。

記

- | | | |
|---|------|--------------------|
| 1 | 日 時 | 令和〇年〇月〇日〇〇時 |
| 2 | 場 所 | ×××× |
| 3 | 付議事項 | 別記第1号議案及び第2号議案のとおり |

回 答 書

令和○年○月○日開催の理事会について、次のとおり回答いたします。

1 (いずれかに○印を付してください。)

出 席

欠 席

2 (ご欠席の場合、次のいずれかに○印を付してください。)

理事会第1号議案及び第2号議案につき寄附行為第○○条第○項の規定により、あらかじめ次のとおり書面による意思表示をいたします。

第1号議案 賛 成

反 対

第2号議案 賛 成

反 対

令和○年○月○日

学校法人○○○○学園

理事 茨城 三郎

理事会議事録 作成例

- 1 日 時 令和○年○月○日 午後○時○○分～午後○時○○分
- 2 場 所 学校法人○○○○学園会議室
- 3 理 事 定 数 名
- 4 出席理事数 名（うち、書面により表決する者 名）
- 5 出席者氏名 ○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○
- 6 議案

- (1) 園則の変更について
- (2)

7 議事の経過及び結果

○○氏議長となり、寄附行為第○条に規定する理事の○分の○以上出席し、所定の定数に達したので開会を宣して議案の審議に入った。

まず、議長から議案について詳細な説明がなされ、ついで協議を重ねた結果、全員異議なく、次のとおり可決した。

- (1) 園則を次のとおり変更すること。

ア 保育料を「○○、○○○円」を「△△△円」に変更する。

イ

- (2)

※ 議長の選任、提出議案の順に従って、質疑応答の要旨、経過、結果などを具体的に明記すること。

※ 議事の経過の記載に当たっては、形式におちいらないように留意し、発言者の氏名及び発言の要旨等を記載すること。

令和 年 月 日

署名人

○	○	○	○	印
○	○	○	○	印
○	○	○	○	印
○	○	○	○	印
○	○	○	○	印
○	○	○	○	印

※自筆署名の場合は、押印不要

○学校教育法施行規則抜粋

第二十条 校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと

イ 学校教育法第一条 に規定する学校及び同法第二百二十四条 に規定する専修学校の校長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の園長を含む。）の職

ロ 学校教育法第一条 に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条 に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職

ハ 学校教育法第一条 に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職

ニ 学校教育法 等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条 の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条 の規定による教員養成諸学校の長の職

ホ ニに掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

ヘ 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（以下「在外教育施設」という。）で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

ト ヘに規定する職のほか、外国の学校におけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

チ 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）による少年院又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童自立支援施設（児童福祉法 等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）附則第七条第一項 の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項 の規定によりその例によることとされた同法 による改正前の児童福祉法第四十八条第四項 ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において教育を担当する者の職

リ イからチまでに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職

ヌ 外国の官公庁におけるリに準ずる者の職

二 教育に関する職に十年以上あつたこと

第二十一条 私立学校の設置者は、前条の規定により難い特別の事情のあるときは、五年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長として採用することができる。

第二十二条 国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前二条に規定するもののほか、第二十条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。

幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点

平成19年3月31日

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課

1 基本的な考え方

- 大人への依存度が高い2歳児について、幼稚園児としての集団的な教育を行うのではなく、幼稚園内の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援として受け入れる際には、幼児の主体的な活動を前提として行われる満3歳以上の幼児を対象とする幼稚園教育を当てはめていくのではなく、2歳児特有の発達を踏まえた受入れに配慮し、その成果を3歳児以降の幼稚園教育に円滑につなげていくことが大切である。
- 幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れについては、保育所とは異なり、幼稚園教育への円滑な接続の観点から行うものである。2歳児の発達段階上の特性を踏まえ、その基本的な考え方については、次のとおりである。
 - ① 2歳児の受入れに従事する者は、幼児との一対一の関係を大切にして信頼関係を築き、幼児が安心して自分の気持ちを表したり、自分の思いで行動したりするように援助することが大切である。
 - ② 幼児一人一人が、食事、排泄、衣服の着替えなどの健康で清潔な生活の習慣を身に付け、自立しようとする意欲を持つようにすることが大切である。
 - ③ 2歳児の受入れに従事する者は、幼児と一緒にいろいろな遊びをしながら、ものや人などへの興味や関心を引き出し、幼児の世界を広げていくようにすることが大切である。
 - ④ 2歳児の動き方や遊び方を踏まえ、健康や安全に十分に配慮した園舎内外の環境を整備するようにすることが大切である。
 - ⑤ 親子で一緒に活動したりして、保護者が子育ての喜びや楽しみを味わう機会をつくりながら、親として成長できる場を提供していくようにすることが大切である。
- 幼稚園で子育て支援として2歳児を受入れることで、受入れに従事する職員が、2歳児の発育・発達への理解を深め、経験を重ねることで、実践力を高めていくことが期待される。その上で、幼稚園においては、さらにその機能を充実させて、認定こども園となることが考えられる。

2 満3歳以上の学級との関係法

- 2歳児の特質を踏まえれば、満3歳以上の幼児とは別に2歳児のグループを編成して行うなど、工夫することが大切である。
- 2歳児の場合、一人一人の発達、体力等の実情や家庭の状況により、毎日登園する幼児、定期的に週数回登園する幼児、不定期に登園する幼児などがいると想定される。こうしたことに配慮して、グループ等を工夫して編成することが大切である。

3 安全の確保

(1) 園舎内の安全の確保

- 保育室を中心に、園舎内の安全の点検は、職員全体で行い、安全に対する十分な配慮をすることが必要である。

特に、保育室や廊下などの施設や設備の設置に当たっては、非常時などの避難経路の確保などに十分に配慮する必要がある。

(2) 園舎外の安全の確保

- 2歳児は、興味を持ったものにすぐにかかわり遊び出すことが多く、危険を予測したり、安全に配慮したりすることは難しい。活発に動く4～5歳児に憧れの気持ちを抱きつつも、動きがぎこちないため、一緒に活動することで2歳児にとっては危険な動きに巻き込まれてしまう可能性もある。また4～5歳児と一緒にでは、2歳児が思うように遊具が使えなかったりして、十分遊べないこともある。このような事情を踏まえ、園舎内と同様に園舎外の安全を確保する必要がある。

4 子育て支援としての受入れの内容等

2歳児の発達を踏まえ、養護的側面を重視した活動の内容を検討する必要がある。また、各幼稚園には、教育目標があり、それに基づいて3歳児以上の教育の全体計画である教育課程が編成されているので、こうした3歳児以上の幼稚園教育に円滑に移行していけることにも留意し、2歳児にふさわしい活動の内容を検討する必要がある。

(1) 2歳児の受入れで重視したい事項

- 2歳児の発達の特徴として、複数の幼児が平行的に遊ぶ中で、受入れに従事する者との一对一の関係を基本とし、幼児同士が同じ活動を同じ場で行うことが多く、3歳児同士のように、かかわり合う、見合う、模倣し合うという関係にはなりにくい。
- こうした点も踏まえれば、2歳児の受入れに際して、以下に示す保育内容を手がかりにした活動の内容を検討する必要がある。
 - ① 食事、排泄、衣服の着替えなどの基本的な生活習慣を身に付ける。
 - ② 全身を使う遊び、手や指を使う遊びなどを繰り返して行い、いろいろな体の動きを楽しむ。
 - ③ 自分の好きなものや遊具、遊びなどを見つけ、楽しむ。
 - ④ 友達の遊びに興味を持ったり、先生や友達と一緒に遊んだりする。
 - ⑤ 園生活に必要な言葉や、受入れに従事する者の簡単な指示がわかる。
 - ⑥ ごっこ遊びなどをする中で、先生や友達と言葉のやり取りを楽しむ。

(2) 家庭との連携

2歳児の受入れは、保護者の育児不安、負担の解消等の保護者のニーズに応えることになる。その際、単に保護者の子育てを肩代わりするのではなく、家庭と緊密な連携をとりながら、保護者の幼児の成長への理解や共感を高め、親として成長する機会を提供することが大切である。

ア 家庭との緊密な連携

① 保護者との信頼関係の構築

- 幼児の家庭での過ごし方やグループ等での状況等について情報交換するなど、家庭と緊密な連携をとりながら、2歳児の受入れに従事する者と保護者がともに幼児を育てるという意識をもつことが大切である。

このため、園便りや連絡帳、または活動への参観や参加、個人面談など様々な機会を使って、2歳児に関する活動の方針を家庭に伝えることなど、2歳児の受入れに従事する者と家庭の連携を深めることを積み重ね、保護者一人一人との信頼関係を築くことが大切である。

② 保護者の育児不安への対応

- 保護者の中には、幼い我が子を登園させることに不安を感じている者もあり、折に触れて、その幼児の成長や良さを伝えながら、2歳児の受入れに従事する者に対して信頼が持てるようにするとともに、保護者自身が子育てについて自信を持てるようにしていくことが大切である。
- 特に、育児不安が深刻化している場合は、必要に応じて地域の保健センターや相談機関と連携を図ったり、専門カウンセラーを活用したりすることができるよう、保護者の個々の悩みや相談に応じていく体制を整えることが望ましい。

イ 家庭の教育力の再生・向上につながる子育て支援

① 親子登園の機会の提供

- 2歳児を持つ保護者の中には、子育てがよくわからず、子どもとのかかわりがうまくできないと感じている者も少なくない。こうした保護者にとっては、2歳児の受入れに従事する者が幼児たちとかかわる姿に接することが、日頃の自分の子どもとのかかわりを振り返ったり、改めて子育ての仕方を学んだりする機会となる。

また、折に触れて子どもを通して職員や他の保護者などつながりをもつことは、孤立した子育てから解放され、保護者自身が、子どもの自立を促すために子離れをしていくことにもつながる。

- このようなことを踏まえ、2歳児の受入れでは、敵宜、親子登園の機会をつくり、親として成長する場を提供することが考えられる。

その際、どのような親子登園を企画していくかについて、年間を見通して計画を作成することが大切である。

この場合、幼児たちと一緒にいろいろな遊びやゲームを楽しむ、自分の子どもと一緒に何かをつくる、母親だけでなく父親も一緒に活動する等、保護者や幼稚園の実態に沿って様々な工夫をすることが大切である。

また、地域の人材やボランティア、子育て NPO を活用するなどして、楽しく活動しながら子育てを学べる場をつくることも大切である。

② 子育てを話し合う場の提供

- 自我が芽生える2歳児の発達やそれに応じたかかわり方などについて、2歳児の受入れに従事する者の話を聞いたり、他の保護者と話し合ったりして、子育てを共有することは非常に大切である。

また、3歳以上の幼児の保護者との交流の場も設けながら、子育ての経験者の話を聞くことも有効である。

③ 子育てに喜びと希望を持たせる取組

- 保護者が園行事に参加することなどを促し、3歳児、4歳児、5歳児に接する機会をつくりながら、幼児期の発達や幼稚園教育についての理解が得られるようにして、子どもの成長について見通しをもち、ともに喜びや期待が持てるようにすることが大切である。

(3) 2歳児の受入れにおける計画の作成と留意事項

ア 計画の作成

- 幼児の実態に基づいて受入れの計画を作成し、計画性のある指導を行うことが大切である。
その際、子育て支援としての2歳児の受入れ内容は、3歳児の教育内容を下ろしてくるのではなく、2歳児の発達を踏まえたものとする必要がある。
- 長期の計画の作成に当たっては、全職員の理解のもとに、2歳児の活動内容を十分に検討し、幼児の実態、幼稚園や地域の実態を踏まえる必要がある。
また、幼児の発達や保護者の実態等に沿って、適宜、親子で活動する場面などを取り入れながら、親も子ども楽しみに登園し、成長することにつながる計画とすることが大切である。
- また、2歳児から3歳児への移行が円滑なものとなるよう配慮をすることが大切である。
- 短期の計画では、幼児一人一人の興味や関心、発達等が異なり、個人差が大きいことに配慮し、家庭との連携を図りつつ、幼児一人一人の実態に即して作成することが大切である。
特に、登園日数が異なる幼児がいるグループ等の編成に当たる場合には、どの幼児も戸惑いが少なく、安心して過ごせるように配慮することが大切である。
また、具体的な活動の展開においては、幼児一人一人の活動に応じて、柔軟に展開していくことが必要なため、時間的にもゆとりを持った計画を立てることが大切である。
さらに、個人別の記録簿もつけながら、幼児理解を深め、一人一人について発達の見通しをもって援助することが大切である。
- 2歳児が園行事に参加する際は、短時間の参加や、行事の一部への参加などの無理のない参加形態を検討する等、2歳児の発達の特性や興味・関心に配慮し、工夫する必要がある。
- 計画の作成に当たっては、常に、実施、点検・評価を重ねながら、幼児の実態に沿った計画を作成することが大切である。
- 2歳児の場合、年度途中での受入れや不定期的に登園する幼児、親子で登園する幼児の受入れも予想される。このため、それぞれの実態に応じて個別の計画を作成する必要がある。
- 2歳児は、特に、緊急時に活動に従事する者の指示に従った行動がとりにくいため、避難訓練などは適宜行い、2歳児があわてず避難できるようにすることが重要である。
その際、2歳児がグループ等の生活に安定する過程を見通して、年間の計画の中に位置づけるなどの配慮が必要である。

イ 留意事項

- 2歳児は、これまでの生活経験や月齢などにより発達の個人差が大きい時期であるため、幼児一人一人の発育・発達状態を把握し、一人一人の実態に沿ったきめ細かな援助を行うことが大切である。
また、して欲しいことや困ったことなど自分の思いをうまく言葉に表すことができないことも多いので、2歳児の受入れに従事する者は、ゆったりとした構えで幼児と接し安心感を持たせるとともに、幼児の表情やしぐさなどからその内面を読み取っていく姿勢を持つことが大切である。
- 日々の活動では、2歳児が健康で快適な生活を送れるように、一日の中で適切な休息や水分補給を行い、食事や排泄、衣服の着替え等の基本的な生活習慣を身に付けるための援助をきめ細かく行うことが大切である。
- 2歳児の受入れに従事する者は、幼児一人一人の発達や、興味や関心、意識の流れなどに沿って環境を構成し、幼児自らが好きな遊びを見つけ十分にそれを楽しめるような状況をつくり、遊びへの意欲を育てていくことが大切である。

また、幼児一人一人が持つ生活リズムに沿って、食事や午睡も含めて幼児にとって無理のない一日の活動の流れをつくることも大切である。

(4) 遊具・用具

ア 2歳児の受入れに必要な遊具・用具

- 計画に沿って2歳児の受入れを行うに当たって、必要な種類及び数の遊具・用具を備える際には、2歳児が扱いやすい大きさや形などに配慮することが大切である。
- 幼児が直接に触れ、扱うものであるから、材料や構造上の安全性に十分配慮して、遊具を選択することが大切である。
- また、幼児にとって心地よく、親しみやすい材質であることも大切である。

イ 収納、清潔、安全点検

- 幼児自身が、遊びの一環として遊具・用具を出し入れできることに配慮して、遊具・用具の量や種類、収納の仕方を工夫することが大切である。
- 2歳児の場合、遊具や用具を口にすることもあるので、適宜、洗ったり拭いたり、消毒したりして、清潔や衛生に配慮していくことが大切である。
- 3歳児以上の幼児が、通常使っている用具の中には、はさみなど2歳児が使うと危険を伴うものもあり、特に2歳児が活動する場に置く用具類などの管理を適切に行い、幼児が使用するときには2歳児の受入れに従事する者が渡すなどの配慮が大切である。
- 戸外遊びの遊具・用具などの中には、3歳以上の幼児が使う遊具・用具と共通なものが多い。この場合、あらかじめ2歳児が使っても安全かどうかなどの点検を行い、場合によっては、2歳児の使用を制限したり、2歳児の受入れに従事する者が必ず付き添ったりするなどの配慮が大切である。

5 2歳児の受入れ体制がかかる園全体の協力と複数担当

- 2歳児を受け入れるに当たっては、担当の職員に任せるだけでなく、職員全体の協力体制が必要である。また、2歳児を複数で担当する場合は、個々の幼児理解について話し合ったり、一緒に活動の計画を作成したりして、援助の方向について共有して臨むことが大切である。2歳児に対する職員の配置については、低年齢児の保育を実施している保育所における6対1の配置基準も参考として、受入れ体制を整備することが大切である。
- 2歳児を複数で担当する際、年度途中の受入れも含めて受入れ当初は、幼児にとって、特定の職員とのつながりを持つことで安定することもある。必要に応じて担当制を取り入れるなど、幼児の実態に応じて柔軟な体制をとるようにすることが大切である。

6 2歳児の受入れに従事する者の資質向上

(1) 2歳児の発達等についての理解

- 2歳児の受入れに従事する者は、2歳児の発育・発達の特徴を十分に理解した上で、幼児一人一人について発達の見通しを持って援助を行うことが大切である。
- 園外研修や園内研修等を通して、2歳児の発育・発達への理解を深め、実践力を高める努力が大切である。

また、保育所における2歳児保育の実際を見たり体験したりするなどして、2歳児の発育・発達や保育の在り方についての研修を行うことが有効である。

- 2歳児の受入れに従事する者は、当該幼稚園の3歳児以上の教育課程に基づく教育活動とのつながりを意識して2歳児の受入れを行うことが大切であるが、2歳児の場合、特に養護的なかわりが必要なことから、幼稚園教諭免許のほか、保育士資格を有するなど低年齢児の子育てに関する知識・経験を有することが望ましい。

(2) 保護者との関係を構築する力と親育ちの支援

- 2歳児を持つ保護者からの相談を受けたり、親育ちのプログラムを作成したりする等、積極的に子育て支援をすることが期待されているので、2歳児の受入れに従事する者の資質として、保護者との関係を構築する力をもち、子育て支援を実践していく力量をつけることが大切である。

7 その他

- 2歳児の受入れの形態によっては、2歳児が保育されている実態があるものと考えられ、認可外保育施設として、児童福祉法(昭和22年法律第164条)第59条に基づく指導監督の対象となる場合がある。その指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号)の別添「認可外保育施設指導監督基準」に示されているところであり、同基準を遵守する必要があることについて留意することが必要である。

なお、児童福祉法上の保育されている実態があるか否かの判断については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」に示されているところである。

- 2歳児を受け入れる際には、傷害保険の加入についても十分配慮することが必要である。
- 2歳児を受け入れる際には、2歳児に関する活動の方針や内容、受入れ体制等について十分に情報提供を行い、幼児や保護者が安心して登園できるようにすることが必要である。

